

●香川県広域水道企業団告示第3号

平成31年度の香川県広域水道企業団水道事業会計及び工業用水道事業会計の予算について、次のとおり平成31年2月6日香川県広域水道企業団議会の議決を経た。

平成31年2月8日

香川県広域水道企業団企業長 浜 田 恵 造

平成31年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		417,137戸
(2) 年間総給水量		126,529,000 m ³
(3) 1日平均給水量		345,707 m ³
(4) 主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	1,086,754千円
	経年施設更新整備事業	10,507,890千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		24,685,467千円
第1項 営業収益		21,979,512千円
第2項 営業外収益		2,209,780千円
第3項 特別利益		496,175千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,855,473千円
第1項 営業費用		21,220,908千円

第2項 営業外費用	948,210千円
第3項 特別損失	636,355千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11,211,581千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		7,886,050千円
第1項 企業債		4,894,100千円
第2項 出資金		596,647千円
第3項 補助金		1,515,099千円
第4項 負担金		662,096千円
第5項 加入金		1,998千円
第6項 固定資産売却代金		216,110千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		19,097,631千円
第1項 建設改良費		15,366,528千円
第2項 企業債償還金		3,492,444千円
第3項 他団体借入金償還金		4,706千円
第4項 基金造成費		10千円
第5項 補助金返還金		193,943千円
第6項 予備費		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
コンビニエンスストア収納業務委託	2020 年 度 ～ 2022 年 度	85,943
クレジット収納業務委託	2020 年 度 ～ 2022 年 度	45,004
検針・滞納整理等業務委託 (高松・東讃・小豆ブロック)	2020 年 度 ～ 2022 年 度	1,285,767
検針・滞納整理等業務委託 (中讃ブロック)	2020 年 度 ～ 2022 年 度	819,138
検針・滞納整理等業務委託 (西讃ブロック)	2020 年 度 ～ 2022 年 度	624,294
人事・給与システム設計・ 開発及び保守・運用業務委託	2020 年 度 ～ 2024 年 度	44,000
給水車整備事業	2020 年 度	15,000
浄水施設等運転管理・ 維持管理業務委託	2020 年 度 ～ 2022 年 度	2,188,197
高松事務所水道維持 修繕等対応業務委託	2020 年 度 ～ 2021 年 度	163,462
浅野浄水場急速系 排水池排泥池築造工事	2020 年 度	209,935

事 項	期 間	限 度 額
		千円
浅野浄水場急速系 排水池排泥池機械設備工事	2020 年 度	152,340
浅野浄水場急速系 排水池排泥池電気設備工事	2020 年 度	177,772
中讃ブロック統括センター 建築工	2020 年 度	324,566
中讃ブロック統括センター 電気設備工	2020 年 度	55,119
中讃ブロック統括センター 機械設備工	2020 年 度	60,998
西部浄水系管路維持修繕工事	2020 年 度	4,500
中部浄水系管路維持修繕工事	2020 年 度	4,000
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	2020 年 度	3,713
綾川浄水系上水管路維持修繕工事	2020 年 度	2,044
東部浄水系管路維持 修繕工事（高松地区）	2020 年 度	7,000
東部浄水系管路維持 修繕工事（さぬき地区）	2020 年 度	7,000

事 項	期 間	限 度 額
東 部 浄 水 系 管 路 維 持 修 繕 工 事 (東 か が わ 地 区)	2020 年 度	千円 4,000
西 部 浄 水 場 電 気 ・ 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事	2020 年 度	4,000
中 部 浄 水 場 電 気 ・ 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事	2020 年 度	2,800
綾 川 浄 水 場 電 気 ・ 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事	2020 年 度	6,797
東 部 浄 水 場 電 気 ・ 機 械 設 備 維 持 修 繕 工 事	2020 年 度	5,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
建 設 改 良 事 業	千円 4,894,100	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	% 償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,269,632千円

(2) 交際費 613千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、273,681千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、356,040千円と定める。

(重要な資産の処分)

第11条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土地	高松市番町一丁目10番4外9筆(旧高松市上下水道局庁舎敷地)	1,460.09m ²	売払い
	建物等	旧高松市上下水道局庁舎及び附帯する設備	一式	売払い

平成31年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	38事業所	
(2) 年間総給水量	21,387,000 m ³	
(3) 1日平均給水量	58,436 m ³	
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	621,392千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		842,412千円
第1項 営業収益		790,457千円
第2項 営業外収益		51,955千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		754,983千円
第1項 営業費用		729,041千円
第2項 営業外費用		20,942千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額369,755千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		510,000千円
第1項 企業債		510,000千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		879,755千円
第1項 建設改良費		641,850千円
第2項 企業債償還金		52,828千円
第3項 他団体借入金償還金		184,077千円
第4項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
浄水施設等運転管理・ 維持管理業務委託	2020 年 度 ～ 2022 年 度	32,274
中部浄水系管路維持修繕工事	2020 年 度	4,000
綾川浄水系上工水管路維持修繕工事	2020 年 度	4,612
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	2020 年 度	600

事 項	期 間	限 度 額
綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	2020 年 度	千円 1,153

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 510,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰り上げ償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用と第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費を、これらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 89,625千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。